明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一〇―一一―九）　一
○人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則（**同**一〇―一五―三）　五

〔告　示〕
○令和四年総務省告示第三百二十四号の一部を訂正する件（**総務**二五）　六
○産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（**経済産業**一二）　一三
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**同**一三）　一四
○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（**環境**五）　一六
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（**防衛**二一～二七）　一六

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十年人事院公示第十六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示四）　二三
国家試験
令和七年度衆議院事務局職員採用試験公告（衆議院事務局）　二三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会裁決関係　二五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、押収物還付関係　二五
会社その他
会社決算公告　二五

規則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月十四日

人事院総裁　川本　裕子